

政 治 学

——一定の方法に従って体系化され、しかも、神聖なる例と世俗なる例とで明らかにされた——

ヨハネス・アルトゥージウス
樫 木 貞 雄 訳

訳 者 序

ヨハネス・アルトゥージウス (Johannes Althusius 1557~1638)⁽¹⁾ については、オット・フォン・ギールケ (Otto von Gierke) が1880年「ヨハネス・アルトゥージウスと自然法的国家論の発展」(Johannes Althusius und die Entwicklung der naturrechtlichen Staatstheorien) を公刊するまで、その名前すらもドイツに於て忘れられていたようである。しかし、ギールケの論文発表後は、彼について、さまざまな形で論究がなされ、現在では、彼が法思想や政治思想の進展に与えた影響がみなおされてきている。⁽²⁾ わが国では、彼について論じたものは、きわめて少ないが、しだいに彼の思想への考察が始まろうとしている。⁽³⁾

こゝに訳出を試みたのは、Johannes Althusius : Politia, Methodicè digesta atque exemplis sacris & profanis illustrata の序文 (Praefatio) と第一章「政治学の一般的思考について」(De generalibus affectionibus politica) である。本書は1614年の第3版で、1961年になって Scientia Aalen からファクシミリ版として出版されたものである。本書の初版は1603年にヘルポルンで出版され、その後、1610年に第2版がオランダのアーンヘムとフローニンゲンから増補改訂されて700頁を越えるものと

して出版され、1614年に第3版が再びヘルポルンで1000頁を越えるものとして出版された。彼の死後も本書は版が重ねられて、1654年には第5版が出版されている。また、1932年には、フリードリヒ(Carl Joachim Friedrich)の序文とアルトゥージウスの書簡21通を加えて、第3版のリプリント版が *Harvard Political Classics, vol. I, Politica Methodice Digesta of Johannes Althusius (Althaus)* として Cambridge より出版されている。⁽⁴⁾

最後に、彼のラテン文は非常に難解であり、小生の力では十分に理解できないところもあった。読者の忌憚のない批判と助言を心から願うものである。また故野見山温先生には国際法のみならず、本書の御指導をも受けた。ここに深く感謝を表したい。資料等について、懇切な御教示をいただいた愛知教育大学初宿正典助教授にたいしても謝意を表したい。

凡 例

- (1) 本文中にでてくるギリシア語は、ファキシミリ版では略語が使用されて理解困難な個所もあった。その点、1932年版は略語を解続して記されているので、困難な個所は1932年版に従った。その訳については、まず日本語訳をし、カッコして1932年版のギリシア語を記入している。
- (2) 原注については、——線で表わし、一つにまとめることをしなかった。
- (3) 原注の中での略語については、できるだけ解続することにつとめたが、それができなかったところについては、そのまま記している。
- (4) 本文中に出てくるイタリックの字体については「 」で示した。

〔訳者注〕

- (1) 彼の生涯やその活動については以下を参照のこと、
Althusius J; Althusius-Bibliographie. Bibliographie zur politischen Ideengeschichte und Staatslehre, zum Staatsrecht und zur Verfassungsgeschichte das 16. bis 18. Jahrhunderts. 1Bd. ss 10~116.

(本書の紹介が、阿部照哉、初宿正典、アルトゥージウス協会『アルトゥージウス文献目録——16~18世紀政治思想史・国家論・国法・憲法史文献、二巻』として法律時報第47巻3号 pp 86~90 にある)

Otto von Gierke, *The Development of Political Theory*. 1966. pp. 15~32.

- (2) 初宿正典，「抵抗権論の史的考察序説(二)」法学論叢第95巻第2号 pp. 88~99.
- (3) 彼について論じたものは，私の知る限りでは，前掲論文の他，以下のような論文がある。初宿正典訳「J・K・ブルンチユリ著，ヨハネス・アルトゥージウス」社会科学論集第14，15合併号（愛知教育大学社会科学会）125~139頁，吉井友秋「16世紀フランスにおける憲法思想(第二部)」島大法学 No. 20. 20~31 頁，水田洋他訳「ボルケナウ著，封建的世界像から市民的世界像へ」163~183頁，津田農吾「アルトジウスの契約論」（飯坂良明他編「社会契約説」）34~67頁。
- (4) 1614年版がF・S・カーネー教授によって抄訳ではあるが英訳されている。
Frederick S. Carney, *The Politics of Johannes Althusius*. 1964.

フレボ一湖とラビカとの間のフリースラントのすぐれた諸階層，就中，
その恵み深き君主に献ぐ

Ad Illustres Frisiae inter Flevum & Lavicam Ordines, Dominos suos plurimum colendos.

すぐれた諸階層 (Ordines) よ，従来の政治学についての私の論文 (sciagraphiam) は多くの人々によって評価され，かつ従来の版 (exemplaribus prioribus) が売りつくされたと思われるので，私は改訂版を出すことを準備している。というのは，もし従来の政治学 (eandem) を検討し (recognoscerem)，そしてそれを仕上げるまでになれば (ad incudem revocarem)，私にとって改訂の労をとる価値 (opera pretium) があるからである。私にとって国家的諸業務 (occupationes Reipublicae) の中で，割り合いに自由であった時間に (succisivis horis)，その準備をおこなった。私のこの改訂版 (secundas meas meditationes) は，最初の政治学 (priori sciagraphiâ) とは形式や方法及び事項の数 (rerum multitudine) に於て，異なった新しい政治的諸作品となるように私は考えた。その作品の中で，純粹に神学的，法学的・哲学的なものすべてはそれぞれの分野 (sedes) にまかせて，科学や学問にとって本質的事柄や類似のもの (homogenea) と考えられるもののみを私は選んだ (selegi)。そし

て、就中、神の十戒や主権権 (*jura majestatis*) は、他の政治学者に於ては最高の沈黙 (*altum silentium*) を私は、それぞれの場所にちりばめた (*adpersi*)。神の十戒の教えは、ある程度われわれが言うように (*quam tradimus*)、血縁 (*consociationi*) と共生的生活 (*vitae symbioticae*) に生命する魂 (*spiritum vitalem*) を注ぎ込み (*infundunt*)、光明をもたらし (*facem praeferunt*) そして、われわれが求めるように (*quam quaerimus*) この社会生活に道 (*viam*) や規定 (*regulam*) や指針 (*cynosuram*)、そして、人間社会にわくづけ (*sepem*) を構成し (*constituunt*) また命じている。もしだれかと、これらのものを (*haec*) 政治学から取り去るとすれば、自らを破壊し (*tollit*)、特に (*imô*) 人々の間のあらゆる共生と社会的生活を破壊することになる。第一戒の敬虔なしに、また第二戒の正義なしに人間の生命とは何だろうか。人間の生命に於て、有用でかつ不可欠の共有 (*communione*) と供与 (*communicatione*) なしに国家とは何だろうか。これらの戒めについては、種々の善行 (*varia bona opera*) を通して愛 (*charitas*) が働いている。政治学から主権の諸条項 (*mayestatis capita*) を奪い取ることは、普遍的血縁 (*universalem consociationem*) を破壊することになる。実際、この血縁が唯一なものであるように、主権の諸条項を他のどのようなきずな (*vinculum*) がもつというのでろうか。このようにして構成され、かつ保護される主権権が奪われる (*sublatis*) と共生の中の種々の血縁によって普遍的肉体がこわされ、そしてあるべき姿を失う。そうなると、指導者や君主、国家の行政官や地方長官 (*gubernator*) は、必要なる権力や主権の行使及び執行なしに何をなすのでろうか。しかしながら、神学者や法理学者に固有のものであるようには、私は取り扱わない (*adimo*)。政治学者は事実を解き、法学者は事実に関する権利や価値 (*meritum*) を解いている。一方、たとえば法律学に精通している学者 (*juris consultus*) は、情報、秩序立て (*instructionem*) や概念を事象による法則から引き出し (*sumit*)、それらの事物は確かに、本来の学問から生まれた権利や価値を固有なものとしている。このように法学者

が、その事物の概念を政治学から引き出してくることは不思議なことではない。従って、主権や神の十戒の問題や事項 (*materia*) は、神学、倫理学や法学についての事柄であり、かつその法則の形式や目的と一致する限りに於て、その諸法則はその実行のために十戒や主権権から取り去るものを自己に固有のものとなる (*vindicant*)。そして、その限りで私は神の十戒や主権の事項をあたかも政治学とは別のもの又は異質のもののように取り扱わない。生命ある魂を共生的生活に吹きこみ、それを形成しかつ保護する限りに於て、十戒を政治学に固有なものと私は主張する。というのは、それはその方法に於て政治学に本質的なもの及び同類のもの (*homogenea*) であり、他の学問に於ては、異質なものがあるからである。従って、それ自体によってあたかも倫理学者がいなくて (*desinat*) 神学者があり (*incipit*)、また物理学者がいなくて (*desinat*) 医学者があるごとく、政治学者がいなくて (*desinat*) 法学者があることを私は知った (*expertus*)。しかし、実行 (*praxi*) に於て、あらゆる学問が関係していること (*conjunctas*) を何人も否定できないであろう。政治学の先例を立派でかつ信頼されている政府から (*ex politiis laudetis & probatis*)、また人類の生命ある歴史から、また事物や行なわれたこと (*gestis*) から私は取り上げた (*sumpsi*)、そしてその学問の中には、生命ある政治学にふさわしい指導者 (*dux*) や共生を形成する人すべて (*symbiosis omnis informatrix*) が、また、立派な社会の生命ある現象が存しなければならない。聖書の先例をしばしば私は用いる (*utor*) が、それは聖書が神の代理人又は敬虔な人々 (*pios viros*) を有し、かつ人類の始めから (*ab initio mundi*) ユダヤの政府よりもより賢明で、完全な政府を作られなかったからである。類似の行為や事情に於て、ユダヤの政治から離れるたびにわれわれは迷い歩くことと (*errare*) 私は思う (*arbitror*)。更にわれわれが主権と呼ぶ、その権利は最高の執政者 (*summo magistratui*) にではなくして、国家又は普遍的血縁に与えられたものである。きわめて多くの法学者達や政治学者達は、君主 (*principi*) や最高の執政官にのみ固有のものとしてこの主権権を帰属せしめて

いる (adscribunt), つまり, 主権権が人民又は国家に与えられ (tribuantur) かつ共有されるものであるならば, そのこと自体によって, 主権権は減び, そして, それ以上のものではありえないとしている。私は他の少数の人々と共に, それと反対のことを考えている。すなわち, 主権権は普遍的血縁の共生体 (corpori symbiotico) に固有なものであると考える。そして, 主権権がその共生体に精神 (spiritum) や魂 (animam) や心 (cor) をふきこむことができない時には, 私がいうような共生体は無論減びることになる。主権権の管理者 (administratorem), 保護者 (procuratorem), 指導者 (gubernatorem) を私は君主と認める。まさに, 主権権の所有権者 (proprietary) や用益権者 (usufructuarius) は一つの共生体に向けてより多くの小なる血縁体から (ex pluribus minoribus consociationibus) 結合された人民すべての何者でもない。それ故に, 主権権は, 私の考えによると, 血縁に固有なものである。たとえ主権権を拒み, かつ他の人にそれを譲渡し (transferre) また割譲し (alienare) ても, ある者が享受する生命を他の者に与えることができないと同様に, それはできないであろう。なぜならば, この主権権は普遍的血縁を構成し, 保護するからである。そして, 主権権は人民あるいは国家や王国の構成員に与えた (incepterunt) のであり, 彼らによってでなければ維持し (consistere) また保護されえないのである。この主権権の管理もまたこの世の人類に唯一のものとして, 当然君主や最高の執政官に人民より移し (concessa), そのものが死に又は免職された (exauthorato) 場合には, 何代もつづき, 永久に続いているといわれる人民に (ad populum, qui ob generationes, perpetuò sibi succedentes, immortalis dicitur) 帰える, そして, また同じ人民から他の人民にゆだねられ (demandatur), そして, このように何年ものながきにわたって普遍性 (universitas) が続き (durat), それは同じものとして自己自身の前に残る (manet) のである。そのことについては, 詳細に私は第 9・18・19・24・38章で述べている。さらに, それ自身を証明するために, あなたたちの国や他の同盟国 (reliquarum confoe-

deratarum provenciarum) の例を好ましき方へ (laudabile) 提示することができる。最も権威あるスペイン王が戦争を始めた時に、あなたは主権権が君主に不可分のものであって、君主以外に存するものと考えなかった。けれども、主権権の行使や執行を乱用した君主から奪い取り、そしてあなたのものであるとくりかえしたが、その主権権は共同意識のある民衆 (consociatam multitudinem) や個々の国家の人民に所属すると宣言したのである。そのことを意思の力 (animi fortitudine), 賢明 (sapientia), 信頼 (fida) や不変性 (constantia) として取り扱ったが、私は人民をあなたの例に結びつけようとはしないであろう (inveniam)。このことが、他の問題との関係で、私を動かしたので、それについて私の政治学の考察を書き示そう。さらに、政治学の中で、しばしば (saepissime) はっきりした政治学の法則によって実例を、あなたからも、また主要事項 (urbibus), 命令 (constitutionibus), 習慣 (moribus) やあなたの功績 (rebus gestis vestris) からも私を動かし、そして、他国と同盟を結ぶベルギーの選択 (desumpta) からも私は求める。あなたたちの心情 (propensio), 熱意 (studium) そして他の連合国 (caeteris confoederatis) と共に表明している意思 (affectio) が、何年間か国家につかえているその国家のために、しばしば明らかにされたこともまた私を動かし、今度は、さらに私のために数年前、あなたたちのフラネツカー・アカデミー学院の法律職 (Academiae Franequeranae professionem juridicam) という名誉ある地位 (illustris percelebris) に立派な条件によって (honestis sane conditionibus) 呼んでいただいた時にも私を動かした。それ故に、この序文 (inscriptione) や献呈の辞 (προσφωήσει) で、あなたたちの友情を認め、かつ示したいと思う。そしてあなたたちの励まし (virtutes) が神の恩寵によって、あなたたちの国家を暴政や滅亡から救い、かつ保護するだけでなく、より栄光あるものについても (illustriorem reddidistis) そうであるように、私は他の事柄も等しくうちあけている (commendarem)。確かに、あなたたちの同盟者やあなたたちによって非常にはっきりと、この業

績のきわだちが (*gestarum rerum tam exuberans*) ある。すなわち、それは近隣の地方にも、無論ドイツやフランスに於ても、あふれており (*redundet*)、さらにインデオ民族やより多くの王国がスペイン人の武力衝突に於てもそうであり、あなたたち、またその他のあなたたちの友好国からも支持され、守られる保護国の中にも経験している。これらすべての人から生み出された年報や歴史書は、名と共にあなたたちの永久性が名声として表明される。故に、私はそれらの最も少なる部分を述べるよりは、むしろ沈黙することを選んだ (*maro tacere*)。最上の気高い神は、この生命ある政治学及び神のおかげにより生活している共生として、また人間として、有用で、有益なことをなしうるように、そして、この識見にあるように聴き入れたもう。この祈りと共に、私はこの序を終える。

あなたの著名なる栄光に対して (*illustrem vestram magnificentiam*) うやうやしくかつ鄭重なる (*submissè*) 尊敬と敬意を表わす。

ヨハネス・アルトゥージウス

第一章 政治学の一般的思考について

De generalibus affectionibus Politicae

本章の要約

(1)政治学とは何か、(2)血縁とは何か、(3)血縁の目的、(4)血縁の必然性と有益性、(5)政治という言葉の多様性、(6)共生者とはだれか、(7)双方の血縁の供与、(8)物の供与、(9)労働の供与、(10)権利の共同、(11)血縁体の共同の法、(12)支配と服従、(13)指導者並びに命令者の業務、(14)支配の問題、(15)学問の規律、(16)肉体の配慮、(17)保護と防衛、(18)服従の業務、(19)その特異なものすなわち血縁の法、(20)供与の形式、(21)供与の形、(22)公共の安全の配慮、(23)十戒の第二戒、(24)人間の黙想的生活と実践的生活、(25)いかなる人間が地上の無用の重荷を負うのか、(26)人間の貧しさとその不完全性の原因、(27)人間の血縁はそれ自身の原因がなくなると貧しさから取りさらされる、(28)修道僧と世捨て人は非とされる、(29)政治的血縁の作用因、(30)政治の目的、(31)政治

の服従、(32)自然な社会生活、(33)血縁の必然性と保存、(34)自然に合致する支配と服従、(35)政治的生活に必要な秩序、(36)いかなるものの中に政治的調和があるか、(37)あらゆる混乱 (*αραξία*) に対する支配への矛盾と同一性、(38)支配することはだれのことか、服従することはだれのことか、(39)大胆さとわがままさの行為は指導者を必要とする。

(1) 政治学とは社会生活のために自らを組織立て、尊重し、保護するように結合する人間の学問 (*ars homines*) である。それ故に、共生 (*συμβιωτική*) と名づけられる。

(2) 血縁は政治学にとって堤起されるもの (*proposita*) であり、その限りで明示的契約あるいは黙示的契約による共生は、双方の供与のために自らの中に、また社会生活の利益 (*usum*) や共有 (*consortium*) のために有用で必要なものであるとして自らを義務づけている。

(3) 共に生きるもの、政治学的目的は、神聖で、合法的で、有益でそして豊かな共生についてであり、そして、必要かつ有用なものについて何ら欠くことのない生についてである。しかし、この生活をなすために人間はだれも、自ら自足的 (*αὐταρκής*) ではありえない。すなわち、人間の本性によって十分にかつ満足のいくものとして備わっているもの (*instructus*) でもない。

(4) というのは、彼は難波によってすべてのものを失ったように、あらゆる手助け (*auxilio*) もなく、裸かでかつ武器をもたないで生まれきた (*nascitur*) のであって、この生の苦しさ (*hujus vitae aerumnas*) の中に追い落され、母の乳房を自ら求めることもできず、また時間の害 (*injuriam temporis*) を忍ぶこともできず、その場所から動くこともできず、離れることもできず、足で動くこともできない。ただきわめて不幸な生活を嘆きかつ涙することができるにほかならない。はっきりした不幸の急迫や差し迫る兆に対して (*omen certissimum urgentis & instantis infelicitatis*)、最も必要なことについて助言や援助のすべてに欠けているの

で、他のものゝ介入 (*interveniente*) や支え (*juvante*) がなければ自らを助けることかできない。つまり、肉体に於て最高に養われていても、魂の光 (*animi lumen*) は外に表わすことはできないし、また成人に於ても (*in adulta aetate*) 外的なものを生活に於て、適宜にかつ神聖に生活をおこなってゆく自らの中に、又は自らの前にみい出すことはできないし、また自力をもって (*suis viribus*) 人生のすべての助けを備えることはできない。さらに、これらのものを備え (*supplendis*) そして、管理する (*procurandis*) 多数の力と営み (*industria*) がついでにすんでしまう (*sudant*)。従って、私的に自ら生き、かつ人間社会に自らを引き入れない限り、適宜にかつよく生きることは少しもできない、この限りで、必要なるものや有用なるものゝ欠乏 (*inopia*) におちいる。それ故に、共生的生活に於ては、救助策や支持がさし出されるので、適宜にかつ立派に生きようとすれば (無論生きようとすれば)、共生的生活を抱くように (*amplendendam*) 導かれ、そして、ある程度押しつけられ、人間の徳 (*virtutum*) が共生の中にのみ存するとすれば、それはその徳の実行や行動の方に要請される。このように多くの有用と利益 (*fructus*) を望むことから共生が設定され、敬愛され、保護される方法について考察し、それについては次のページで神の恩寵をうけて、われわれは述べようとするのである。

(5) 政治 (*Politiae*) という言葉は、プルタルクス (*Plutarchus*) が「国家の三つの種類について」 (*de tribus Peip. generibus*) という書物で述べているように特に三つのことを示している。はじめは、国家に於ける法的供与 (*communicationem juris*) を定めており、それをアポストルス (*Apostolus*) は国事の処理 (*politeuma*) と呼んでいる。——ピリピ人への手紙、第3章第20節、——次に、国家を管理し、秩序づける範囲を示している。最後に、市民のすべての行動が秩序づけられる都市の階層や構成を表わしている。従って、アリストテレスは、この意味に政治の考え (*politiae vocem*) を「政治学、第3巻第4章、第8巻第10章」で説明している。

(6) それ故に、この共生者は共に助ける人 (*συμβόηθοι*) であって、結合しかつ共同した協定の絆によって、自ら一つになり、魂と肉体の生活を共に調和して暮すことができ、そしてさらに、仲間が命の (*communions*) 共同援助者 (*κοινωνητρι*) である。

(7) その双方の供与あるいは共同行為 (*κοινοπραξία*) (私はそう呼ぶ) は、共同の用務や労働や権利として存するので、これらによって個別的、全体的共生の多種多様な要求が補充され、そして、自給自足性 (*αὐτάρκεια, καὶ βοήθεια τοῦ βίου*) や人類社会の自足性が成就され、あるいは社会生活が構成され、保護される。「ゆえにキケロ (*cicero*) は、人民は法的合意 (*juris consensu*) による結合であり、また有用なる共同 (*utilitatis communione*) として結ばれたと述べている。」そして、この供与によって、利益や責任は人間の本性に於て、同じ血縁として把握され、主張される。

(8) これらの事物の供与は、共生の事物が社会生活に於て概括的に、個別的あるいは全体的共生の有益性のために、有用かつ必要なものを提供していることである。

(9) 労働の共同 (*κοινωνία*) とは、それぞれの奉仕 (*ministeria*) と仕事を社会生活のものとして共生が提供するものである。

(10) 法的共同は、共生が自らに権限ある法として、共同生活の中に存続し、そして導かれるということである。供与や共生の法は、主として自給自足 (*αὐτάρκεια*)、秩序 (*εὐνομία*)、組織 (*εὐταξία*) に於て存在するところの共生的法と呼ばれる。

このように法には二つの意味がある。すなわち、その一つは、社会生活の管理や支配に服するものであり、他の一つは、共同するところの事物や労働の共生範囲や共生方法を命じるものである。

共生の管理や支配に服するところの法は共通の法であり、また固有の法である。

(11) 共通のまたは普遍的法は、各々の血縁や共生の形態の中に命令者

(imperantes), 上位者 (praestites), 司令官 (praepositi), 指揮官 (praefecti), あるいは修道院長 (superiores) が存し, それ以外の人は真に服従者 (obsequentes) あるいは下位者 (inferiores) が存することを示している。

(12) 無論, 全体的支配は命令 (imperio) と服従により成り立っている。そして, 初めから人類は命令と服従をもって始まった。例えば, アダムは神より妻の支配者及び君主者として, またその妻から生まれそして残されたものすべての被造物の支配者及び君主者としてもうけられた。——創世紀, 第1章第26, 27節, 第3章第16節, シラ書 (Sirac.), 第17章——そのために, すべての政治上の権力や支配は神により存するといわれた。——ロマ書, 第13章——そして「キケロが法律論, 第3巻で述べているように」命令権がなければ, 何らの家も, 国家も, 種族も, 普遍的人類も存続することができないし, 事物のあらゆる生成 (natura) も, 世界そのものもないように, 命令権ほど法と自然条件に適合しているものはない。——ペトルス・グレゴリウス・トロサメス (Pet. Greg. Tolos.) の国家論, 第6巻第1, 2号とそれ以下, アレチウス (Aret.) の第2巻, 問題103とそれ以下——, もしこの命令者や服従者の同意や意志が同じであるならば, 幸福でかつ裕福な生活をもたらされる。——エフェソ書, 第5章第21節——, 互いに真意 (subjecti) は神の畏敬のもとにある——コロサイ書, 第3章第18節とそれ以下

(13) 指導者, 保護者あるいは命令者は管理し, 秩序立て, 命令し, 罰しまたは拒否し, 召集しさらにまた剥奪する権威をもち, そして社会生活の業務を個人的または全体的服従者の利益のために支配する。それ故に, 支配者, 長官 (director), 指揮者, 監督官 (curator), 指導者は命令する者と呼ばれる。

詳しくは, 「ペトレイウス, グレガレス (Pet. Greg.) の第1巻第1章18とそれ以下」に次のように述べている。魂は人間の肉体の中で個々の肢体に割り当てられたものとして一致した機能を導き, かつ支配する別の肢

体を監督し、そして個々の肢体に有用でかつ必要な義務を与え、管理するように私的に有用な義務——コリント前書，第12章——すなわち，すべてのものに，あるいは全肉体に有用な義務，また公的に有用な義務を，たとえば社会生活が保護されても，一人のものが他のものに個別的あるいは全体の利益と安全のために命令しても，社会生活の中では各人に必要なものである。

従って，命令し，支配し，指揮する者は，他でもなく，他の利益のために従属するもの (*inservire*) または同意するものに他ならない。すなわち，父が子供に命令するごとく，夫が妻に命令する。

アウグスチヌスが「神の国について，の第19巻第15章とセネカへの手紙19」，マリウス・サロモニウス (*Marius Salomonius*) の「君主論，第2巻」，*Boter.* の「都市起源について (*de increment. urb.*) 第1巻第1章」で述べているように，また，トマスが「諸公統治について (*de regimine princip.*) の第1巻第13, 14章」で述べているように，支配されることは，支配されるものや，適用されるものを至当なる目的の方へ導くことである。従って，指導者の職務となるのは，たゞ完全なものを保存することではなく，その目的の方に導くことである。また，オソリウス (*Osorius*) が「国王の裁定と処理について (*de reg. instit.*) の第1巻」で述べているように，正しい目的の方に向かわせることである。従って，指導者や支配者は目的として，すべてのものが人民を方法や秩序そして訓練 (*disciplinâ*) に於て考慮するように義務づけることを行ないあるいはその方へ向わせられる。

(14) 上位の支配は下位の服従者の魂と肉体とを受け入れる，すなわち，魂とは人間生活に於ける有用かつ必要なものの原理や知識によって形成され，習熟されるもので，肉体とは生活の範囲やそれ以外のもの (なくてはならないもの) から与えられるものである。従って，前者の配慮 (*cura*) は学問 (*disciplinam*) を，後者の配慮は栄養 (*sustentationem*) と保護 (*protectionem*) を形作る。

(15) それ故に、学問は始めから下位者の教育や養成 (*informatione*) として、真実、この神の礼拝 (*agnitionem*) やその文化に於て行こなわれ、そして、命ぜらるべき義務については、隣人に明らかにされなければならず——申命記、第 6, 11, 28 章——さらに悪い習慣 (*malorum morum*) や間違いの修正 (*erratorum correctione*) についても明らかにされなければならない、そして、その義務は神聖なもの、法律的なものまた有用なものの健全な知識として教えられ、これによって義務の中には下位者が含まれるのである。

(16) 肉体を保護する配慮は、すべての人によって注意深くかつ勤勉にこの実生活 (*vitae hujus usum*) に関係し——コリント前書、第 6 章第 3 節——下位者は、上位者から支配されるが同じ利益が与えられ、そして、不幸が除去されるのである。

——ロマ書、第 12 章——上にたつ者は熱心に指導する——チモテオ前書第 5 章——、もし自己の配慮や、主として家族の配慮がないならば、信仰を捨てたものであり、不信者よりもおとるものである (*fidem abnegavit, & insideli est deterior*)。

(17) 保護は不正や暴力に対してひきおこされた合法的抵抗であり、上位者から下位者に対する保証は中傷に対して暴力や不正を、たとえ自らの肉体や名声や財産に対しての侵害であっても明らかにし、そしてひきおこした者は正しい法 (*licitis mediis*) によって罰せられ、償わされる。

(18) 従順なる下位者は、保護者や指導者の自由意思 (*arbitrium*) によって非道にかつ不正に支配されることなく、社会生活の用務を成就し、また生活や行動を行う。

(19) 固有の法は血縁の特異なものであり、その法によって血縁は支配される。一方の血縁とそれと異なる血縁との各々の形態に存する固有法は、それぞれの性質に応じて要求する。

(20) 事物、職務、労働、行動の供与が存する諸法は、ゆえに各々の血縁の要求や性質に従って共生の中で利益や責務を分配され、与えられるもの

である。

(21) 時として供与は，より重要かつより大なるものであり，時として重要でなく，かつ制限されるものでもある，従って，その血縁の性質によって要求することが明らかにされ，また共生の中で合意され，そして構成されるものである。

(22) 「トラヤヌス帝による都市支配について (de civ. admin. ad Trajam.) を書いた」プルタルコス (Plutalcho) に私は次のことを主張する。すなわち，最上のかつ恵まれた国家がそのようにあれば，その場合，官吏や市民がすべてのものを国家の安全と利益の方にまとめ，そして，国家にとって役立つことができるように何人も放置せず，また，何人も軽視しないことを主張する。われわれの隣人が利益を追求し，推進することをくりかえし使徒行録は戒しめている (monet)。特に，それは我々の権利について多くの禍い (malum) が心配されるので，逆に他の多くの利益がおしみにく (libentius) 失われることをよく考えなければならない (debeamus) ことを戒しめている——プリピ書，第2，4，5，6，章，コリント前書，第10章第24節，第12章第25，26節，ガラチア書，第1章第3，5節，第5章第14節，ロマ書，第12章第18，20節，第13章第8，10節，そして 12. de leg, 1 servus de servis expot. トロサヌス (Tolos.) の国家論，第1巻第1章15とそれ以下，ダナエウス (Dan.) の政治学，第1巻に記述している——，なぜならば，われわれはわれわれから生れずして，われわれの出生は祖国を必要とし，友人を必要とするからである——譲渡された財産の発生について (de vent. in possess. mittend.) 第1巻 § 15，帰郷権 (postliminium) 第19章，開放された子供と引き渡された子供 (filius deceptiv. & postlim. revers.) キケロ，義務論，第1巻，アリストテレス，政治学，第8巻第1章——

(23) 神の十戒の第二戒の要点がこれに属する。すなわち，汝の隣人をあたかも汝自身を愛するごとく愛せよ，汝が汝に為さるゝことを欲するよう
に他人になせ，これに対して汝が汝に為さるゝことを欲しないならば他人

になすなかれ、そして、誠実に生き、何人をも害するなかれ、また各人のものを各人に与えよ——マテオ伝、第7章第12節、シラク書、第2節——本来の用務を国家のために否定する賢人 (*vir sapiens*) や財貨を隠す人は何に役立つのだろうか。

(24) これらのことから問題は解決され、もはや観照的生活 (*ὁ βίος θεωρητικός, καὶ φιλοσοφικός*) が能動的生活 (*βίος πολιτικός, καὶ πρακτικός* と呼ばれる) よりも優先されるべきである。——詳細については、トロサヌス、国家論、第4巻第10章、アリストテレス、政治学、第1巻第1、2章、第7巻第3章、ダナエウス、政治学、第2巻第3章——、明らかにその性質から、人間は他の人間と本来共同体に住むべき集团的動物 (*animal gregabile*) であって、独居なるその性質から野獣 (*ferae beluae*) のごとくでなく、また住かのない鳥のごとくでもない。

(25) 従って、人間ぎらいな世捨て人や祖国のない人 (*eremitae μισάνθρωποι & ἀπόλιδες*) は、明白な家庭の守護神もなく、生活を営む住居地や住所地もなく、明らかに自らも不幸であり、また彼自身もまた他の人に対しても有益性をもたない。人間社会に自らをはいりこませなければ、隣人はいかなる方法によって彼らの利益を促進することができるであろうか。——伝道書、第4、5、6、7、8章、ユニウス (*Junius*) が社会生活の利益について記述していることについては、コリント前書、第12章第7節とそれ以下——彼らが人間の共同なしに生活する時に、善意ある仕事は他の人にいかなる方法で保証できるだろうか。いかにして教会が設置され、そして、もう一つの神の十戒の第1戒の義務が適宜に保証されるだろうか。このことについては、まさに「キケルマン (*Keckerman*) が政治制度の中で次のように述べている」。すなわち、他のすべての教義 (*disciplinarum*) の政治学的目的は窮極的には最高の地位を獲得し、そして特に私的幸福から公的幸福を生じることにあると述べている。

(26) この点について、神は人間を天使によってではなく、人間によって教えかつ諭すこと (*docere*) を欲した——カルヴァン、キリスト教原理 (i

n-stit.) 第4巻第1章第1節——, さらに, この問題とは別に最善最大なる神 (Deus opt. max.) は固有の贈物をいろいろ人間に与えている。というのは, すべてのものを一つにするのではなく, 異なるものに異なるものを, たとえ私はあなたのものを, あなたは私のものを欲しがったとしても, やはり共に与えあうべき (communicandorum) 不可欠の有用な必要性がある程度こゝに生まれる。それ故に, 供与は政治的社会生活の中に存することがなければできないのである。それ故に神は次のことを欲した。すなわち, 他のものは他のものの義務や援助を求め, 他のものは他のものを無視しない (ne alius alium floccipenderet) ように友情によって結びつけることを欲した。

(27) 勿論, 他のものが一方の援助を要しないならば, 結合や, 尊敬や, 秩序や, 道理や, 人間性とは何であろうか。従って, すべてのものは他の人の働きや奉仕を必要とし, だれでも自らのためだけに生きるものではない。——コリント前書, 第10章——そして, このような肉体と魂の必要性と有用性の萌芽は, われわれの魂に本来備わったものであるので, ちらばった人 (dispersos & dissipatos) を一つの場所に集めた。これらの原因は町を築き, 都市を整備し (construxerunt), 学院を設立し, 多数の農民, 工人, 職人, 建築者, 兵士, 商人, 学者そして多数の教育を受けていない人を, あたかも同じ団体の構成員のように市民的統一体および市民社会と結びつけたのである。その結果, 一方のものは他のものから供給し, 他のものは自ら熱望したものを一方の人から受け入れる場合には, すべての人は等しくその公的団体 (われわれは国家と呼ぶ) にはいり (coalescent), そして, 相互の援助によって一般的団体の幸福や安全に専心したのである。そして, これについては真実性があるだろう。すなわち, 村の起源やその後の多くの国の誕生 (amplas) を自らの領域に含む補足的発生や最も重要な歴史書が示しており, かつ今日の事物の経験が教えている。

(28) この考えと対立する孤独者や修道僧や世捨て人の生活や教義は, 不幸にして, その身分 (haeresim) や放浪 (errorem) を擁護している。

——ルカ伝、第10章第41節、ヘブレオ書、第11章第38節、サムエル書上、第19章第8節、ルカ伝、第1章第80節——どのような生活を聖書は中傷としているか、——見よ、申命記、第28章第64、65節、詩篇、第107篇と第114篇14、創世記、第4章第14節、quidam C. de Demr. ——弟殺しのカインに放浪生活 (*erronea & vagabunda vita*) が罰として科せられた——創世記、第4章第14節——、能動的、政治的生活を含む最も神意にかなった人々の反対の例は、聖書のいたるところに表わされている。更に、聖書の言葉から、われわれは政治的血縁の作用因 (*causam efficientem consciationis politicae*) が市民の同意と協約を共にするだろうと結論づける。

(29) つまり、形式は照合 (*collationem*) と供与によって血縁を相互に形づくり、そこで政治的人間は社会生活に有用かつ必要なもの、共同行為者 (*κοινωνίαν*) として人間生活の親交を組織し、促進し、持続し、保護している。

(30) 政治学の目的は共同体の幸福な、有用な、恵まれたそして安全な生活の交わりである——テモテオ前書、第2章第2節——そして平穏かつ平和な生活を純然たる敬虔や善行の下に送ることである——ルカ伝、第1章第74、75節、詩篇、第107篇7、36——そして、国内では、神への真実の愛また市民間に法が行なわれること、国外では、敵に対して防衛が、そして、常に調和と平和が栄えることである——イザヤ書、第28章第5、6節、見よ、創世記、第16章第2節、第2、30章、サムエル書下、第13章第22節、詩篇、第72篇1、2、3とそれ以下、申命記、第4章第6、18、40節、第27、28章、箴言、第20章第8、26節、サムエル書下、第5章第6、10、12節、第8章、列王記略上、第10章第8節、ダナエウスの第1章と第3章——人間社会の保護もまた目的であり、その目的は生活をなすことであり、そこに於て、迷いなくかつ静かに神につかえることができる——見よ、ペトルス・グレゴリウスの国家論、第5巻第5章——

(31) 政治学の問題は、血縁に関するそれらの事物、労働や権利の規則を

社会生活の共生 (*συμβίωσις*) や共通の利益のために各人が全力をつくして公平と善から提供することにある。人間は自らの本性によって、この社会生活また相互の血縁の方に向わされることをアリストテレスは教えている——アリストテレス, 政治学, 第1巻第2章——

(32) なぜならば、人間はすべてのハチやすべての生命あるものにとって集合性の強い動物であり、それ故に、人間は自らの本性として社会的動物である。すなわち、蜂、蟻、鶴や同じ種類のもののように群をなして飼育され、群をなして自らを保護するよりかはるかに社会的動物である。それ故、神自身は本性によって自らを守り、かつ敵に抵抗する力を各々の事物にゆだねている。その限りで安全の保持 (*incolumitatem salutis*) のために人間はこの力を分配できないので、同じ人間として群をなして生存し、そして、市民的結合を構成さるべき本能が加えられている。

(33) その結果、結合しそして一致している他のものがこれと異なるものに基礎を置き、そして、個人としてよりも群をなして安全な生活を送り、野獣や敵への襲撃から安全に自らを守ることになる。人間はだれもが正しくかつ恵まれた生活をなすために自足するのではない。——論拠として、伝道書, 第4章第10節, 創世記, 第2章第18節——従って必然性が血縁を促し、そして共同的助力と尽力 (*consociatorum ope & consilio*) によって獲得され、かつ与えられる生活に必然的事物の欠乏がそれを保護する。——トマス・アクイナス, 諸公統治論, 第1巻第1章, 第4巻第2, 3章——このような理由から、国家すなわち市民的結合が本性によって成立し、かつ人間が本性によってその血縁をますます求めてゆく市民的動物であることは明白なことである。——このようにコバルビアス (*Covar.*) 先例的問題 (*pract. quaest.*) 第1章2は、アリストテレスやキケロに従って述べている——もし何人も社会に生ずることができず、また少しも富に困っていないならば、そのものは国家の一部とは看做されない。従って、ともかく彼は猛獣であるか、神であるかのどちらかである——アリストテレス, 政治学, 第1巻第2章, 加えて、ペトルス・グレゴリウス, 国家論, 第19

卷、第1巻第1章第7節16とそれ以下及び第3章第12節とそれ以下で主張する——社会生活の中には永久的支配と服従が然るべき本性として存している。

(34) なぜなら、命令すること、統治すること、委ねられること、指揮されることは国際法から当然に導かれる行為であるけれども、頭のない肉体また正しくかつ適当に秩序づけられたもの、あるいはそれらの欠陥として肢体のない頭をみると同じように、これらは不思議なものとしてみなされた。すなわち、有益性は主として個人にあり、それは他の人から支持され、また保護されることがなければ自足することができない。そして、自足することができ、かつ他の人に役立つよりよい有益性が示され、かくしてそれは供与しあうものが大きければ大きいだけすぐれたものとして存するのである。

(35) さらに、この世界の分裂 (*diversitas*) はかくも驚くべきものである。すなわち、どこかで下位者の調和がなされないならば、また服従や支配の法則によって世界が正しく導かれなければ、その結合に於ては短期に消滅させられるのであろうし、また世界中でこのような種々の関係を守ってゆくこともできない。もし一人一人が自らことごとく、また、差別なくその労働を完成するように求めるならば、また力が等しい力に出会うならば、絶えまなく、かつ回復できない不和となってすべてのものを破壊するであろう。そして、他の力は自らの破壊をもって統治することに適せず、また一致せず、まとまらないのである。そして、各人は自分の意思に従って生活する限り抑制的規準 (*regulam disciplinae*) を無視する——士師記、第17章第16節最後の章でそれらを論証している——最後に悪の根源については、主権者 (*gubernator superior*) が存しないので、そのままにされ、また同じく罰のつぐないについてもそのままにされる——エズラ書、第3章——さらにすべてのものの保護と存続 (*duratio*) はその秩序と服従の調和の中に存している。

(36) これらに対して種々の音調の弦から熱烈な調和に向って (*ad sym-*

metriam intensis) 最も好ましい音が生まれ、そして心地よい旋律として低音、中音、高音が結合するときに最も好ましい音が生まれると同じように、国家として命令し、かつ服従するものゝ協調と結合は自らの中に持ち、かつ豊かな者、貧しい者、職人、農民そして同じ種類の階級の人々の組織から、あまくかつ調和のとれたハーモニーが生まれる。それ故に、もし調和の方に導かれるならばほめらるべき、幸福なそしてほとんど類例のないかつ永続性のある (durabilior) 調和が生まれてくることになる。

(37) ところが、もし等しいものや個々のものすべてが、自由意思によって他を支配することを欲し、そして他のものが君主に抗議したとすれば、こゝから不和が生じ、そして不和は社会を解体する。もはや徳ある地位はなく、能力もない、そしてそれ自身、平等が最高の不平等となると結論づけられる——ペトラス・グレゴリウス，国家論，第6章第1章でまさに述べている——，こゝには、支配するものと服従するものとの調和がなく、また従者や君主がいない時には神の怒りとなって告げられる。——歴代史略下，第15章，ダニエル書，第3章第31，37節——

(38) これに加えて、支配されかつ命令されるより弱い者にとつて、より力があり、またより用心深いことは生来のゆえであり、まさに下級者が服従するのは生来のゆえである。このように人間にとつて魂は肉体を支配し、真に心は強欲を、強欲は服従を抑制する (praestat)。このように男性はより目立ったものに妻を支配し、より弱いものとして妻をめとる。

(39) 人間の傲慢と暴力が人間の道理や法や命令権のある抑制によっておさめられることは、勿論、人間自身が、破壊の深淵の中に自らをおし入れないためである。——詩篇，第9篇，第21篇，見よ，ペトラス・グレゴリウス，第6巻第1章——